



慶應義塾大学ビジネス・スクール

株式会社東芝 — 経営危機に直面

5

東芝は2015年5月11日、「過去に不適切な会計処理が行われていた」として決算発表を延期した。株式を市場公開している企業は、決算後速やかに当該年度の業績を対外発表する義務がある。決算の発表を遅延するということは、経営破綻が懸念されるケースや粉飾などの不祥事で発生するレベルの異常な事態である。わが国屈指の名門企業が、突如こうした不名誉な発表を行ったことは財界や市場関係者、取引関係者にその影響が留まるものではなく、広く国民と海外メディアを驚愕させた。

10

決算発表延期をうけて東芝の株価は暴落する。2015年5月8日（金）の株価終値483.3円から、翌5月11日（月）には403.3円まで急落した。制限値幅上限のストップ安^[1]となった。その後も株価は続落、2016年2月12日には158円まで低下する。

世界をリードしていたはずの巨大グローバル総合電気企業TOSHIBAに一体なにがおこったのか。

15

東芝は2015年5月15日、独立性・中立性の担保された第三者委員会^[2]を設置して会計処理の適切性を調査する、と発表した。そして調査された会計処理が適切性を欠くと判断された場合には、その原因を究明するとともに再発防止策が提案される。なお同社では、これに先駆けて工事進行基準案件にかかる不適正な会計処理を対象として東芝の室町会長を委員長とする特別調査委員会が調査を開始していた。それは後述する証券取引委員会の検査が入ったことに起因する。第三者委員会設置後はその証拠資料を引き継いで、より広範な調査が行われることになった。

20

その後の第三者委員会の報告により、複数の事業部門が行った利益捻出するための会計処理の実態と企業運営の内情がつぎつぎに外部に露呈されることとなった。結果的に不適切な会計処理の修正

^[1] 証券取引所は1日の株価の変動幅を、前日終値を基準に一定の値幅に制限している。値幅上限まで株価が上昇することをストップ高、下限に下落することをストップ安と呼ぶ。（日本証券業協会「値幅制限」より筆者要約）

25

^[2] 2015年5月15日第三者委員会の委員の選任等に関するお知らせ（東芝）より、第三者委員会メンバーは次の通り。委員長は上田廣一（元東京高等検察庁検事長）、と松井秀樹（丸の内総合法律事務所共同代表弁護士）、伊藤大義（元日本会計士協会副会長、日本公認会計士協会綱紀審査会会長・公認会計士）、山田和保（元監査法人トーマツレピュテーション・リスク本部長、経営会議メンバー・公認会計士）

このケースは慶應義塾大学大学院経営管理研究科 許斐義信元教授の指導の下、宮部明彦（同研究科 M25 期卒業生）が作成した。なお、ケースに記載されている事実については経営の巧拙を示すものではない。

本ケースは慶應義塾大学ビジネス・スクールが出版するものであり、複製等についての問い合わせ先は慶應義塾大学ビジネス・スクール（〒223-8526 神奈川県横浜市港北区日吉4丁目1番1号、電話 045-564-2444、e-mail: case@kbs.keio.ac.jp）。また、注文は <http://www.kbs.keio.ac.jp/> へ。慶應義塾大学ビジネス・スクールの許可を得ずに、いかなる部分の複製、検索システムへの取り込み、スプレッドシートでの利用、またいかなる方法（電子的、機械的、写真複写、録音・録画、その他種類を問わない）による伝送も、これを禁ずる。

30

Copyright© 許斐義信（2016年7月作成）